

総務大臣 高市早苗様

被災自治体独自の被災者支援制度に対する財政支援の充実について（要望）

平成30年の大阪府北部地震及び台風第21号により、大阪府域において約15万件的住宅被害が発生し、そのほとんどが一部損壊の被害であった。

一部損壊の被害は「被災者生活再建支援法」「災害救助法」の適用除外とされ、国の支援制度がない状況であったが、屋根の被害のように、一部損壊の被害であっても生活に支障をきたす場合も多いことから、被災自治体において独自に支援制度を創設し、被災者への生活再建支援を行っている。

この取組は、災害からの復興において効果があったものと考えているが、支援の実施は、財政的に大きな負担となっている。

今般、台風第15号による甚大な被害を踏まえて、国は今年度発生した災害に対し、災害救助法で定める住宅の応急修理の対象を一部損壊（損害割合10%以上）まで拡大されたところである。

大阪府及び府内市町村では、昨年 of 災害において地域の実情に応じた被災者支援の取り組みへの財政措置の充実を共同で要望してきたところであり、また、現在も改修が完了していない住宅も多く、復興の途上でもあることから、平成30年の大阪府北部地震及び台風第21号の被災者支援を行っている自治体に対しても公平性の観点から財政支援をお願いしたい。

令和元年11月29日

大阪府知事	吉村洋文
大阪府市長会会長	澤井宏文
大阪府町村長会会長	和田吉衛

内閣府特命担当大臣 武 田 良 太 様

被災自治体独自の被災者支援制度に対する財政支援の充実について（要望）

平成30年の大阪府北部地震及び台風第21号により、大阪府域において約15万件の住宅被害が発生し、そのほとんどが一部損壊の被害であった。

一部損壊の被害は「被災者生活再建支援法」「災害救助法」の適用除外とされ、国の支援制度がない状況であったが、屋根の被害のように、一部損壊の被害であっても生活に支障をきたす場合も多いことから、被災自治体において独自に支援制度を創設し、被災者への生活再建支援を行っている。

この取組は、災害からの復興において効果があったものと考えているが、支援の実施は、財政的に大きな負担となっている。

今般、台風第15号による甚大な被害を踏まえて、国は今年度発生した災害に対し、災害救助法で定める住宅の応急修理の対象を一部損壊（損害割合10%以上）まで拡大されたところである。

大阪府及び府内市町村では、昨年 of 災害において地域の実情に応じた被災者支援の取り組みへの財政措置の充実を共同で要望してきたところであり、また、現在も改修が完了していない住宅も多く、復興の途上でもあることから、平成30年の大阪府北部地震及び台風第21号の被災者支援を行っている自治体に対しても公平性の観点から財政支援をお願いしたい。

令和元年11月29日

大阪府知事	吉 村 洋 文
大阪府市長会会長	澤 井 宏 文
大阪府町村長会会長	和 田 吉 衛